主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人加藤晃の上告理由第四点は、原判決には理由齟齬の違法があるというに帰するのであるが、所論は原判決の判示に副わない独自の見解を前提として原判決を非難するものであり採用の限りでない。

その余の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」 (昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法 にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴三九六条、三八四条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克